

# 自殺対策に関連する各府省の役割

## ● 内閣府

- 自殺対策基本法を所管
- 自殺対策の推進に関する企画・立案、総合調整
- 普及啓発等の実施

### 自殺対策緊急戦略チーム

- ・目的 年度末に向けた緊急対策及び効果的な発信方法等に関する検討
- ・メンバー 内閣府政務三役 内閣府参与

### 自殺総合対策会議

(自殺対策基本法第20条)

- ・目的 大綱案の作成、行政機関の調整、自殺対策の推進等
- ・会長 内閣官房長官
- ・委員  
内閣府自殺対策担当大臣  
国家公安委員会委員長  
内閣府金融担当大臣  
総務大臣 法務大臣  
文部科学大臣 厚生労働大臣  
農林水産大臣 経済産業大臣  
国土交通大臣

### 自殺対策推進会議

(自殺総合対策会議決定)

- ・目的 施策の評価・改善等への民間有識者の意見の反映
- ・内閣府自殺対策担当大臣が招集
- ・座長 樋口 輝彦  
(国立精神・神経センター総長)
- ・メンバー 民間有識者 14名
- ・オブザーバー  
各府省担当課長  
自殺予防総合対策センター長

- 警察庁 自殺統計 等
- 金融庁 多重債務相談 等
- 総務省 インターネット上の情報への対応 等
- 法務省 法的問題、人権問題の相談 等
- 文部科学省 児童生徒の自殺予防 等
- 厚生労働省 心の健康づくり、医療体制整備、失業者に対する相談、薬品等の規制 等
- 農林水産省 農村における心の健康づくり 等
- 経済産業省 中小企業等への融資 等
- 国土交通省 屋上・ホーム等の安全確保 等

# 自殺対策基本法のあらまし

## 基本理念

- ① 自殺の背景には様々な社会的要因があり、社会的な取り組みが必要
- ② 自殺は多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであり、精神保健的観点のみならず、その実態に即した取り組みが必要
- ③ 自殺の予防、発生危機への対応、発生後、未遂時など各段階に応じた対策が必要
- ④ 行政、医療機関、事業主、学校、民間団体等の密接な連携が必要

国の責務  
対策の総合的策定と実施

地方自治体の責務  
地域の状況に応じた施策の策定と実施

事業主の責務  
被用者の心の健康保持

国民の責務  
自殺対策への関心と理解

## 基本的施策

- ① 自殺防止等に関する調査研究、情報収集・提供等
- ② 教育・広報活動等を通じた国民理解の増進
- ③ 人材の確保・養成・資質向上
- ④ 職域、学校、地域等における心の健康保持に係る体制整備
- ⑤ 精神科医に受診しやすい環境整備、精神科医と他の医師との連携等の確保
- ⑥ 自殺の危険性が高い者の早期発見、相談など自殺発生回避のための体制整備
- ⑦ 自殺未遂者に対する支援
- ⑧ 親族等に対する支援
- ⑨ 民間団体の活動に対する支援

自殺対策大綱

策定

関係行政機関の調整

自殺総合対策会議  
(関係大臣)

政府  
↓  
国会

自殺の概要・自殺対策の実施状況の年次報告

## (現状)

- H10年に**自殺者数が3万人**を超え、以降、10年連続で高い水準で推移
- 欧米の先進諸国と比較しても高い水準**
- 世代別の自殺の現状
  - ・将来ある子どもの自殺や20代、30代のインターネット自殺が問題化
  - ・心理的、社会的負担の大きい中高年男性が自殺者急増の主要因
  - ・高齢者は、健康問題に加え、介護、看病疲れも課題

## (基本認識)

- ◇**自殺は追い込まれた末の死**
  - ・多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、社会的要因を含む様々な要因が複雑に関係して、心理的に追い込まれた末の死
  - ・自殺者の多くは、自殺の直前にうつ病等の精神疾患に罹患
- ◇**自殺は防ぐことができる**
  - ・制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という**社会的な取組**と**うつ病等の精神疾患に対する適切な治療**により予防が可能
- ◇**自殺を考えている人はサインを発している**
  - ・家族や同僚の気づきを自殺予防につなげていくことが課題

## 基本的考え方

- 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む**
  - ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会の構築、失業、多重債務等の相談支援体制の整備
  - ・うつ病の早期発見、早期治療
  - ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組
  - ・マスメディアの自主的な取組への期待
- 国民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む**
- 自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族等への事後対応に取り組む**
- 関係者が連携して包括的に支える**
- 実態解明を進める**  
当面、これまでの知見に基づき施策を展開
- 中長期的視点に立って、継続的に進める**

## 当面の重点施策

- 自殺の実態を明らかにする
- 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
- 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する
- 心の健康づくりを進める
- 適切な精神科医療を受けられるようにする
- 社会的な取組で自殺を防ぐ
- 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ
- 遺された人の苦痛を和らげる
- 民間団体との連携を強化する

## 自殺対策の数値目標

- H28年までに、自殺率を20%以上減少
- なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
- 目標達成の場合、見直し期間にかかわらず数値目標を見直す

## 推進体制等

- 特異事案の発生等の通報体制を整備
- 市町村における自殺対策担当部局等の設置を推進
- 評価見直しへの民間有識者の関与
- 5年後を目途に見直し